

『類説』所収「鶯鶯伝」本文について

小松建男

I 前 言

本論においては、現存する『類説』のテキストはどの程度宋代の『類説』本来の姿を伝えており、そこから見えてくる、宋代に存在した「鶯鶯伝」本文とはどのようなものなのかについて検討してみたい。

現在目にし得る『類説』の刊本としては、天啓六年（1626）の序をもつ明刊本が最も古い。天啓本『類説』は、影印本が複数出版されているが、芸文印書館の影印本には、嘉靖年間の明抄本が校記のかたちで引用されているので、この校記も利用し、天啓六年の明刊本と嘉靖年間の明抄本を比較しながら論を進めたい。

二種類の『類説』テキストから、曾慥が編纂した『類説』本来の姿、更には彼が依拠した「鶯鶯伝」本文がどのようなものであったかを明らかにしようとすると、二つの困難に遭遇する。

まず、明刊本・明抄本とともに宋刊本の姿をそのまま伝えているわけではない。明刊本には、宝慶三年（1227）の日付をもつ葉時の序が附載されており、そこから『類説』は紹興十年（1140）、『類説』の編者曾慥（?～1155）の生存中、すでに麻沙で出版されたこと、この麻沙本『類説』に「舛誤」が多かったので葉時も「稍や是正を加え」て『類説』を刊行したということが分かる¹⁾。ところが明刊本は、馬之騏所蔵の抄本によって刊行したものであるし²⁾、明抄本も、弘治六年（1493）に人から抄本を借りて写したものであって³⁾、直接宋刊本に依拠して刊行・書写したのではない。宋刊本と明刊本・明抄本の間をつなぐ抄本がどの程度本来の姿を留め、或いは失っているのかは分明でない。

次に、明刊本・明抄本が宋刊本の本文をほぼそのまま伝えているとしても、なお問題は残る。一般に、麻沙本は誤刻が多いと言われているので、紹興十年刊の『類説』について葉時が「舛誤多し」と言っているのは信用できるだろう。

そうなると最古の宋刊本『類説』すら、曾慥の『類説』本来の姿を十分には伝えていないことになる。葉時の『類説』も、彼と曾慥の見ていた「鶯鶯伝」の本文が同じであるという保証はないので、「是正」によって、『類説』本来の姿が取り戻されたとは限らない。彼の「是正」は「舛誤」を改め正したつもりが、逆に『類説』本来の姿を変えてしまった可能性も残っている。

つまり我々が明刊本・明抄本『類説』の「鶯鶯伝」と『太平広記』のそれを比較し、両者の間に文字の異同を取り出してきたとき、それは『類説』と『太平広記』の間でもともと文字が異なっていたもの、『類説』刊行時の誤りであるもの、刊行者や書写者の訂正によって変化したものの複合体なのであって、この中から、後の時代の変化を取り除かなければ、『類説』本来の姿は現れてこないのである。

そこで、まず明刊本『類説』所収「鶯鶯伝」（以下「鶯類」と略称する）と明抄本『類説』所収「鶯鶯伝」（以下「鶯抄」と略称する）のどちらがより古い姿を留めているのか本文を比較検討し、その後で『侯鯖録』⁴⁾・『董解元西廂記』⁵⁾との比較に進み、宋代の「鶯鶯伝」の姿の推測に及びたい。

Ⅱ 『類説』刊本と抄本の比較

1 刊本の譌字の多さについて

「鶯類」と「鶯抄」を比較してみると、『侯鯖録』の時と同様に、刊本の方に単純な文字の誤りが多い。その二三を「鶯抄」/「鶯類」の形で示すと以下のようなものがある。

廣其意/度其意，續會真詩三十韻/贖會真詩三十韻，忍情/忍惜

このような誤りは、なぜか「詩三十韻」（題名がつけられていないので、このままこう呼ぶことにする）に集中している。なお上に示した例は、「詩三十韻」以外の箇所から取ったものである。「鶯鶯伝」には詩が五首含まれているが、「詩三十韻」以外で、『太平広記』所収「鶯鶯伝」（以下「鶯太」と略称する）と「鶯類」・「鶯抄」の文字が異なるのは、一箇所一文字の違いがあるだけである⁶⁾。

「詩三十韻」に話を戻すと、「鶯太」・「鶯類」・「鶯抄」三者間の文字の異同で、最も多いのは、「鶯太」・「鶯抄」の文字が一致し「鶯類」が異なるもの23

例、次に「鶯類」・「鶯抄」の文字が一致し「鶯太」が異なるもの10例、「鶯太」・「鶯類」の文字が一致し「鶯抄」が異なるもの4例と続き、三者三様に異なるもの2例が最も少ない。

「詩三十韻」は残念ながら『侯鯖録』（以下「鶯侯」と略称する）に含まれていないので、『類説』よりやや前の時代の状況は分からない。ただし『董解元西廂記』（以下「董西」と略称する）には「詩三十韻」が引用されているので、『類説』刊行よりやや後の時代の状況であれば知ることができる。そこで、「鶯類」のみ他の二者と異なる23例と、「鶯抄」のみ他の二者と異なる4例、あわせて27箇所について「董西」を調べてみると、該当箇所は皆「鶯太」と一致しており、これら27箇所は両者の文字の誤りで、宋代『類説』の「詩三十韻」では、該当箇所が「鶯太」と同じであったと考えられる。この27例から見る限りでは、「鶯抄」の「詩三十韻」のほうが、誤り少がなく、宋代『類説』に近いといえよう。

上記27箇所についてももう少し詳しく見てみよう。

まず、「鶯類」のみ他の二者と異なる23例について。この23例のうち、誤りの理由を推定できる12例を分類して、「鶯太」・「鶯抄」/「鶯類」の形で示せば以下のようなになる。

a 字形の類似

微月/微日, 遙天/過天, 井桐/月桐, 思渚/怒緒,

b 文字の一部を欠くもの

宋家/米家, 千年/十年

c 文字の転倒

光文/文光

d 字形の類似から派生したと思われる誤り

枕貳/作賦 (恐らく貳を賦と誤り, 賦から逆に類推して枕を作に直したもの)

- e まず文字の転倒があり、転倒した文字から類推して更に誤を重ねたとと思われるもの

低樹/書紙（低樹→樹低→書紙⁷⁾）、蛍光/晶蛍（蛍光→光蛍→晶蛍）、言自/日照（言自→自言→目言→日照）、留連/連延（留連→連留→連延）

分類できない11例は以下の通り。

葱朧/玲瓏，隱繡籠/態隱籠，將朝/眉持，碧玉宮/璇碧宮，時有限/俱有限，芳詞/別詞，明運合/双運合，表心同/兩心同，暗虫/暗蛩，素琴/素弦，清漢/逝漢

これらの誤りのせいで、「鶯類」の「詩三十韻」はほとんど意味不明といってよい。誤りは、明刊本が依拠した抄本の段階で既に存在していたのであろうか、それとも刊行時に発生したのであろうか。一般的に文字の転倒と類推による誤りが同時に起こることは考えられない。まず文字の転倒と言う一つの誤りが発生し、これが次の誤りを招くのが普通であるから、eに分類したものは、抄本の段階で既に誤っていたと思われる。しかしa～dに分類したものの中には、抄本が誤っていたと言うよりは、出版の際に刻工が彫り誤ったものを、きちんと校正しなかったため、刊本の段階で文字の誤りを増やしてしまった可能性もある。

いまここで、どれが抄本の段階の誤りであり、どれが刊行の際の誤りかを特定することはできない。ただはっきりとしているのは、明刊本『類説』の刊行者が、これらを放置したまま刊行したということである。彼は、所蔵の抄本に対しては、他本を参照し校訂を行うつもりがなかったか、その能力がなく、自分の刊行物に対しては、その彫り誤りをきちんと校正する努力をしていないようである。従って「鶯類」は不注意から依拠した抄本よりも文字の誤りを増やしたかもしれないが、自ら積極的に抄本にあった誤りを正してはおらず、依拠した抄本段階で発生していた誤りは、ほとんど訂正されずに踏襲されているとみてよいだろう。

次に「鶯太」・「鶯類」の文字が一致し「鶯抄」が異なるのは4例について。数が少ないので全てを「鶯太」/「鶯抄」の形式で示すと以下のようになる。

緑葱葱/絲葱葱，運合/連合，五夜/五更⁸⁾，雲心/雲旌

このうち前二者は単純な文字の誤り，五更は，五夜と意味が同じなので見間違えたのかもしれない。

「鶯抄」で「雲心」が「雲旌」となっている理由は不明である。「鶯侯」中の鼓子詞中に次の句が見える。

雲心捧得嫦娥至

これは恐らく「詩三十韻」の「雲心」を含む次の句を踏まえたものであろう。

雲心捧玉童

先程も述べたように「鶯侯」に「詩三十韻」自体は取られていないが，この鼓子詞の語句を見れば，「鶯侯」の時代においても，この「詩三十韻」中のこの一句は，「雲心捧玉童」であって「雲旌捧玉童」ではなかったであろう。「鶯類」も「雲心」である以上，「鶯抄」の「雲旌」は，何かよりどころとなるテキストがあったのではなく，宋から明に至る転写の過程で抄本に発生した誤り，或いは意図的改変であろう。

次に三者三様に異なる2例は以下の通り。

怨鶴→怨鵠（「鶯類」），怨鵠（「鶯抄」）

瑤釵→玉釵（「鶯類」），宝釵（「鶯抄」）

このうち「玉釵」・「宝釵」については，「董西」を見ると，「宝釵」なので，これも「鶯類」が文字の一部を欠いた例である。

「怨鵠」・「怨鶴」は，恐らく「鶯類」・「鶯抄」に共通する祖本（宋刊本もしくは抄本）があり，その段階で「鶴」を，字形の類似している「鵠」・「鵠」いずれかと誤まり，更に「鵠」→「鵠」または「鵠」→「鵠」と二次的な誤りを犯したものと思われる。

最後に「鶯類」・「鶯抄」共通の10例について見てみると，そのうち次の8例は「董西」も「鶯類」・「鶯抄」と同じである。これらは南宋・金時代の本文を

反映している例といえるだろう。

洛城北/李城北，汗流/汗光，宵鏡/清鏡，残灯/残鑪（「董西」は「爐」），遠/遶，
苒苒/冉冉，冪冪/幕幕，帰鴻/驚鴻

「董西」と異なっている2例は以下の通り。

交頸舞/交頸宿，乗鶯/鶯策

「鶯策」については、「鶯侯」を参照できないので、「鶯策」が『侯鯖録』の時代に既にそうになっていたのか、『類説』の宋刊本か抄本の段階でこのように誤ったのか不明である。あるいは、文字の転倒（鶯乗）とそこから派生した誤り（鶯→鶯）であるかもしれない⁹⁾。「交頸宿」については、「鶯侯」の鼓子詞中に「交頸舞」と言う語句が見えるので、『侯鯖録』の時代にも、この箇所は「交頸舞」であったと思われる。「交頸舞」は前記「怨鶯」・「怨鶯」と同じく、「鶯類」・「鶯抄」に共通する祖本（宋刊本もしくは抄本）段階での誤りであろう。

「詩三十韻」以外の箇所でも祖本の段階で誤っていたものが、「怨鶯」・「怨鶯」のように、更に二つに分かれたと思われる例がある。「鶯太」では「堅潤不滄」となっている箇所を「鶯類」は「堅潤不儉」，「鶯抄」は「堅潔不踰」としている¹⁰⁾。これは「滄」を「儉」と誤り、意味が分からなくなったので「踰」と憶改したものであろう。

「鶯類」や「鶯抄」に見える誤りの発生時期については、『類説』が完成した宋代から今見ることのできる明版の刊行までの間に、何回転写もしくは刊行されたのか分からないので、確定することはできないが、「交頸舞」と「怨鶯」・「怨鶯」の2例から予想されるように、「鶯類」・「鶯抄」に共通する祖本があったことは間違いない。

もしも祖本が麻沙本であったとしたら、この2例は葉時の言う「舛誤」の例といえるかもしれない。

「鶯類」・「鶯抄」には『太平広記』による訂正と思われる箇所が一つある。それは、鶯鶯が張生に送った最後の詩中の「還將旧時意」と言う句である。「鶯太」・「鶯類」・「鶯抄」は皆この通りなのであるが、「鶯侯」・「董西」及び明代に刊行された書物中に見える「鶯鶯伝」は皆「旧時」を「旧来」としているの
で、『侯鯖録』の書かれた時代から明代に至るまで、『太平広記』を除けば、皆

この箇所は「旧来」であったのであろう。

「鶯類」・「鶯抄」が「旧時」である理由として考えられる可能性は二つある。一つは麻沙本では「旧来」であったのを、葉時が『太平広記』によって改めたと考えること。この時「交頸舞」と「怨鶯」・「怨鶯」は、葉時の校訂から漏れたということになる。もう一つは、祖本が宋刊本ではなく、『太平広記』で一部分校訂した抄本であると考えること。この時、『太平広記』を参照できたのは、何時の時代のことであるのかによって、祖本が明代のものであることも考えられるかもしれない。

なお「鶯類」の依拠した抄本は、この予想される祖本から二回以上転写を重ねたものであると思われる。なぜなら、先程述べたように、「鶯類」独自の誤り23例の内、eに分類した誤りは、同時に文字の転倒と類推による誤りが起こることはありえないはずである¹¹⁾。また「鶯抄」では文字の転倒が起きていないので、祖本では文字の転倒はなかったはずである。従って、祖本を写すときに、まず文字の転倒がおこり、次に書き写す段階で、或いは何回か書写を重ねる過程で、今見るような状態にたどり着いたと考えられる。もちろん、類推による誤りが、「鶯類」の段階で発生したと言うことも考えられなくはないが、明刊本『類説』刊行者は、依拠した抄本の文字に手を加えていないと予想されるので、ここも彼が手を加えたとは考えにくい。

2 抄本の「校正」

前節において、「鶯類」に文字の誤り多く、「鶯抄」に少ない事を、「詩三十韻」を例に指摘した。この節では逆に「鶯抄」が、「鶯類」よりも本文に手を加えている箇所のあることを指摘したい。

まず明抄本の題名。明刊本は題名を「伝奇」としているが、明抄本は「会真記」となっている。どちらが『類説』本来の姿であろうか。「伝奇」と言う呼称は、『侯鯖録』にも見えている。『太平広記』は「鶯鶯伝」であった。この他の宋元代の書物を見ても、「伝奇」もしくは「鶯鶯伝」と言う呼称は現れるが、「会真記」は今のところ明代の書物のみに見えるので¹²⁾、本来の題名を捨てて、新たに使われだした、題名を採用したのは「鶯抄」のほうで、「鶯類」の「伝奇」が『類説』本来の題名であったはずである。

では何時、誰が題名を改めたのであろうか。明抄本『類説』には、嘉靖三十二年（1553）の日付を持つ「題類説目録後」がついており¹³⁾、そこで述べていることによると、明抄本は、弘治6年（1493）に李郎中の抄本を借りて写し、

その際孫参政が「校正」したものである。

今のところ「会真記」と言う名称を使った最も古い記録は、嘉靖19年(1540)に成立した『百川書志』であろう。これは書名が目録に載っている例であるが、刊行された書物としては隆慶年間(1567~72)に刊行されたと言う『増編会真記』が最も古いのではないかと思う¹⁴⁾。「鶯抄」を「伝奇」から「会真記」と言う題名に変えたのが、孫参政の「校正」作業の結果であったとしても、弘治6年(1493)なので、「会真記」と言う題名の今のところ最も古い使用例になる。「会真記」と言う題名を、李郎中の所蔵していた抄本が、既につけていたと言うことも考えられるが、『百川書志』より古い記録に「会真記」と言う題名が見つかっていないことから考えて、その場合でも弘治6年よりあまり遡らぬ時代のことではないだろうか。

次に散文の部分についてみても、「鶯抄」は韻文の時と違い、『類説』本来の姿にかなり手を加えてしまっている。

まず、文章のレベルでかなり大がかりな書き換えを行うものを取り上げてみると、主要なものは、A)文章を転倒させてしまう、B)文章を変化させてしまう、の二つになる。

まず、文章を転倒させている箇所が四つある。

その一箇所目の本文を、「鶯類」、「鶯抄」、「鶯太」の順で対照して示すと以下のようになる(「鶯侯」・「董西」の本文は省略するが、ほぼ「鶯太」と同じである)。

- 1 a 以乱易乱，其去幾何。願以死自持，無及於乱。
- 1 b 是以乱易乱，其去乱幾何。欲明之於母，則背人之恩，不祥。欲不言，則保人之姦，不義。是以陳鄙陋之辭。願以礼自持，無及於乱。
- 1 c 是以乱易乱，其去幾何。誠欲寝其詞，則保人之姦，不義。明之於母，則背人之惠，不祥。(28字略)是用鄙靡之詞。(12字略)特願以礼自持，無及於乱。

ここで「鶯抄」は「鶯太」の「誠欲」で始まる文と、「明之」で始まる文の語句に手を加えた上で、位置を転倒させている。

二箇所目についても「鶯類」、「鶯抄」、「鶯太」の順で本文を対照して示すと以下のようになる(「鶯侯」は「鶯太」とほぼ同文、「董西」は該当箇所がない)。

- 2 a 君之恵也。明年張文戰不勝。
- 2 b 君之恵也。君嘗謂我善鼓桀。今既不懌。無以奉寧。請鼓一曲。因作広陵散，数声，哀怨不忍聞。左右皆泣下。明年張文戰不勝。
- 2 c 君之恵也。(17字略) 然而君既不懌。無以奉寧。君常謂我善鼓琴。(16字略) 因命拂琴。鼓霓裳羽衣序，不数声，哀音怨乱，不復知其是曲也。左右皆歔歔(7字略) 泣下流連。(13字略) 明年文戰不勝。

ここで「鶯抄」は、「鶯太」の「然而君既不懌。無以奉寧」と「君常謂我善鼓琴」の語句に手を加えた上で順序を入れ替えている。

2 bの後半は、B) 文書を変化させてしまう例にあたる。まず「霓裳羽衣序」を「広陵散」に改め、「不数声，哀音怨乱，不復知其是曲也」は「数声，哀怨不忍聞」と要約し、「左右皆歔歔」・「泣下流連」を併せて「左右皆泣下」と圧縮している。王夢鷗氏は、『唐人小説校釈』(正中書局1983) p 93-94において「霓裳羽衣序」に注をつけ、これが舞曲であるのに対し「広陵散」が琴曲であり、嵇康が刑死の際にこの曲を鼓したことから、ここの場面には「広陵散」の方がふさわしく『類説』抄本の方が正しいのではないかと述べている。『類説』の前後の時代にあたる『侯鯖録』と『董解元西廂記』がどちらも「霓裳羽衣序」であることを見れば、「広陵散」は、やはり宋刊本『類説』から明抄本に至る途次で書き換えられたとしか考えられないが、王氏の言っていることが書き換えた理由になっているであろう。

次の例は、上記二箇所比べると短いですが、前半に語句の転倒と書き換えがある。

- 3 a 文竹茶碾。因物達誠，永以為好。
- 3 b 文竹茶碾一具。愁懷如糸，淚痕在竹。因物達誠，永以為好耳。
- 3 c 文竹茶碾子一枚。(22字略) 淚痕在竹，愁緒縈糸。因物達情，永以為好耳。

この箇所、「鶯侯」は「鶯太」とほぼ同文であるが、後半は「淚痕在竹，愁緒縈牽。因物達誠，永以為好」(『侯鯖録』抄本は「愁緒縈糸」となっていて、「鶯類」と同じく「達誠」・「為好」である。「董西」は、後半しか対応箇所がないが「淚痕在竹，愁緒縈琴。因物達誠，永以為好」となっていて、やはり「鶯類」と同じく「達誠」・「為好」である。「鶯抄」のように「達誠」・「為好耳」となっ

ているのは、明代のテキストである（『説郛』所収の「会真記」、『万錦情林』、林近陽本『燕居筆記』、『西廂記』附載の「会真記」皆こうなっている）。

四箇所目は、上記例3の直後に続くものである。この箇所「鶯類」は該当箇所がないので、参考として「鶯侯」（4 d）と「董西」（4 e）の本文を掲載する。

4 a （該当箇所なし）

4 b 北風多厲，強飯為佳。願勿以鄙為念。千万珍重

4 c （16字略）千万珍重。春風多厲，強飯為嘉。慎言自保，無以鄙為深念。

4 d （16字略）千万珍重。春風多厲，強飯為佳。慎自保持，勿以鄙為深念也。

4 e （16字略）秋氣方肅，強飲為佳。慎自保持，勿以鄙為深念也。

「鶯侯」と「董西」は「千万珍重。春風多厲」の箇所を「董西」が「秋氣方肅」と直している以外は同文なので、恐らく『侯鯖録』や『董解元西廂記』が作られた時期には、「鶯鶯伝」本文は4 d の様な文章であったはずで、「鶯抄」も「為佳」と「願勿以鄙為深念」となっている箇所を見ると、4 d のような本文を手直したものと思われる。なお、「春風」を「北風」と改めたのは、もとのままでは、後の「多厲」や「強飯為佳」にそぐわないと考えたのだと思う。「董西」が「秋氣方肅」としているのも同様の理由であろう。

以上四箇所の例は、いずれも文の転倒に語句の書き換えが付随しているので、転倒は、「鶯類」の「詩三十韻」にあった文字の転倒のような単純な誤りではなく、意図的な行為と考えるべきである。

五例目は文章を変化させている例。やはり「鶯類」，「鶯抄」，「鶯太」の順で本文を対照して示すと以下のようになる。

5 a 疑不従人間来也。後張生之長安。

5 b 疑不従人間来也。至晩但見余香在臂，淚光在枕席耳。後張生之長安。

5 c 且疑神仙之徒，不謂従人間至矣。（43字略）及明，靚粧在臂，香在衣，淚光縈縈然，猶瑩於茵席而已。（82字略）張生將之長安。

「鶯抄」は「及明」を「至晩」と時間設定を変え、「靚粧在臂，香在衣」を「余香在臂」に「淚光縈縈然，猶瑩於茵席而已」を「淚光在枕席耳」と本文の圧縮を行っている。

この例「疑不従人間来也」は、「鶯類」・「鶯抄」に共通であるが、本来「不謂従人間来也」であるべきところ、「謂」を脱落させたので意味不明の文になっている。これも前節で指摘した「鶯類」と「鶯抄」には共通の祖本が存在することの一つの証拠となる。この箇所「鶯侯」は「且疑神仙之徒、不謂従人間来也」であるので、『類説』もこのようなテキストを見て、削除を行ったのであろうが、『類説』編纂時か、刊本や抄本の段階なのか分からぬが、「謂」を脱落させてしまい、本来の姿が分からぬまま「鶯類」と「鶯抄」にそのまま受け継がれたと考えられる。

ここまで挙げた「鶯抄」の書き換えは祖本の段階から存在していたのであろうか、或いはその後のものであろうか。「鶯抄」が本文を書き換えた箇所を取り除くと、そのまま「鶯類」の本文になるようになっていたので、外見からは、「鶯類」が削除したとも、「鶯抄」が後から挿入したともとれる。

「鶯類」の場合、本文の文字を削除することはあるが、上記四箇所のように、本文の転倒・圧縮・要約や、「霓裳羽衣序」を「広陵散」に、「及明」を「至晩」にと本文の内容を書き換えることは無い。「鶯抄」を見ても、これらの箇所以外は、ほぼ「鶯類」と同じであり、この箇所だけやや特殊である。また『類説』と言う書物は、「鶯鶯伝」以外の作品を見ても、このような独自に書き換えた例は見ないので、「鶯抄」の方が後から挿入したのであろう。

次に語句のレベルでの小さな書き換えを行った例。これらは皆明代のテキストに一致するものを求めることができる。本文を「鶯類」、「鶯抄」、「鶯太」の順に示すことにする。

まず、「鶯太」及び明代のテキストの大半と合致する例。

- 6 a 乱糸一絢
- 6 b 綵糸一絢
- 6 c 乱糸一絢

この箇所「鶯侯」・「董西」は「鶯類」と同じで、「鶯抄」のみ「鶯太」と一致する。明代の書物では、王伯良本『西廂記』附載の「会真記」以外は、筆者の見た限り皆「乱糸」である。

例3の後半「因物達誠、永以為好耳」も明代テキストと一致する例である。但し「鶯太」とは一致しない。

「鶯太」とは一致せず、明代のテキストの一部と一致する例には、次のよう

なものがある。

- 7 a 並枕同衾而去
- 7 b 置枕衾而去
- 7 c 並枕重衾而去

この箇所「鶯侯」・「董西」は「鶯太」と同じ。「置枕」としているのは、筆者の見た範囲では『説郛』所収の「会真記」の「置枕設衾而去」しかない。『西廂記』附載の「会真記」はみな「設衾枕而去」であり、湯若士本は「或作並枕同衾而去，殊複，且于文理不通」¹⁵⁾と校注で述べているので、「並枕同衾而去」となっているテキストも明代にあったことが分かる（『万錦情林』はそうなっている）。

- 8 a 遂致私誠
- 8 b 遂致私誠
- 8 c 遂致私情

この箇所も「鶯侯」・「董西」は「鶯太」と同じ。「私情」としているのは明代の通俗類書の『万錦情林』，林近陽本『燕居筆記』所収の「会真記」，及び槃邁碩人本『西廂記』附載の「会真記」である。

- 9 a 文竹茶碾子一枚
- 9 b 文竹茶碾
- 9 c 文竹茶碾一具

この箇所は既に3 a～3 cとして引用したもの的一部。「鶯侯」は「文竹茶合碾子一枚」，「董西」は対応する句がない。「鶯抄」が「文竹茶碾」の量詞をなぜ「枚」から「具」に改めたのか理由は分からないが、『万錦情林』・林近陽本『燕居筆記』所収の「会真記」では、この箇所次のようになっている。

- 9 d 文竹茶碾子一貞

「貞」は量詞としておかしい。おそらく、明代に「一具」とするテキストがあ

り、通俗類書は「具」を「貞」と誤ったものであろう。

次は、「鶯太」や明代のテキストに合わせて語句を削った例。

該当箇所を「鶯類」, 「鶯抄」, 「鶯太」の順で示すと次のようになっている。

- 10 a 不能以礼定情, 松柏留心, 致有自献之差。
- 10 b 不能以礼定情, 致有自献之差。
- 10 c 不能定情, 致有自献之差。

この箇所「鶯侯」と「董西」は全く「鶯類」と同じなので、宋刊本『類説』は「鶯類」と同じ本文であったはずである。「鶯抄」が「以礼」を残し「松柏留心」を削ったのは後者が不要の語句であると思ったからであろう。

明代のテキストの中でも王伯良本『西廂記』附載の「会真記」本文のみは「鶯抄」と同文になっている。王伯良本「会真記」は、いくつかのテキストを見て改訂しているので、ここも『董解元西廂記』等を見て「以礼」がある方が優れていると思ひ二字を書き加えたのだと思う。

削る、補うの違いはあるが、「松柏留心」を不要とし、「以礼」を必要と考えた点では、「鶯抄」を書き換えた人物と王伯良は価値観を共有しているといえる。近年の論者にも、「以礼」が有るのを善しとするものがあるが¹⁶⁾、その時「松柏留心」には誰も言及していない。

以上「鶯抄」が「鶯類」と異なる箇所の内、明代のテキストに一致する語句のあるものを6例(例3, 例6~10)挙げた。これらの箇所、「鶯類」は皆「鶯侯」や「董西」と一致しているので、宋刊本『類説』の段階では、「鶯類」と同じであったはずで、「鶯抄」は、それを一つの書物に特定できないが、明代に存在していた「鶯鶯伝」本文の一種(或いは数種)を参照して語句を改めていることは確かである。

「鶯抄」における、題名の変更、文章の改編、文字の書き換えを見てきた。これらの変更が、一人の手によってなったものか否かまで決定することはできないが、一貫した傾向は見取れる。彼(もしくは彼ら)は、「鶯鶯伝」に「校正」の必要を感じていた。ただ彼が「校正」の必要を感じたのは、彼の考える善い文章の基準に合わないという主観的判断なので、その「校正」は結局彼が生きていた時代の価値基準において善いと考えられていたものに「鶯鶯伝」を近づけることになってしまい、歴史的に正しい姿(宋代の姿)を回復することにはならなかった。散文の部分について言えば、「詩三十韻」の時とは逆に、

依拠した抄本に手を加えることに積極的でなかった「鶯類」の方が、本来の姿を残しているのである。

書き換えたのは何時の誰かということについては、決定的なことは言えない。時代について言えば、やはり明代以前に遡れないであろう。ただし、明抄本を「校正」した「孫参政」ではないであろう。例2の箇所を見ると「鶯抄」は「善鼓琴」の「琴」の字を誤って「善鼓桀」としている。この箇所を自分で書き換えた人間が、その時に「琴」を「桀」と誤るというのは考えにくいことであるから、書き換えは、明抄本以前の段階で行われていたかもしれない。この一例のみでは証拠に乏しいので、とりあえず一つの可能性として指摘しておく。

Ⅲ 『侯鯖録』・『董解元西廂記』との比較

前章で「鶯類」と「鶯抄」の本文比較から、誤字に注意すれば「鶯類」を使用した方が、『類説』本来の姿に近いものを得られることを明らかにしたので、この章では、「鶯類」を「鶯侯」や「董西」と比較して、宋代の「鶯鶯伝」本文がどのようなものであったのか検討してみたい。

『侯鯖録』・『類説』・『董解元西廂記』を宋代「鶯鶯伝」本文について知るための資料として利用する時、三本とも全本ではなく削除箇所も一致しないことが比較を難しくしている。特に「鶯類」と「董西」は、それぞれが残している「鶯鶯伝」本文に共通する箇所が少ない。両者に共通して残している「詩三十韻」は削除がなく、かなりの分量もあるが、「鶯侯」に取られていないし、「鶯類」に誤字が多すぎて比較に適さない。残された可能な方法は、三本の中で最も古い「鶯侯」を軸にして、「鶯侯」と「鶯類」、「鶯侯」と「董西」の関係を検討することである。

三本の残した本文に共通する箇所が多いのは、鶯鶯の手紙の部分であるので、まずこれについて比較をおこないたい。

「鶯侯」が「鶯太」と異なる時「鶯類」が「鶯侯」と一致するのは8箇所、類似しているのは1箇所、逆に「鶯太」と一致するのは3箇所である。

「鶯類」が「鶯侯」と一致する8例とは、次の例。どれも短い語句なので、「鶯太」/「鶯侯」・「鶯類」の形で示す。

11. 鄙昔/昔, 12. 定情/以礼定情, 13. 松柏留心(「鶯太」該当語句無し), 14. 堅潤/堅潔, 15. 所佩/之佩, 16. 乱糸/綵糸, 17. 達情/達誠, 18. 為好耳/為

好

類似しているのは、次の例。この例は、「董西」が「鶯類」と同文。

- 19 a 以要盟為可欺
- 19 b 謂要盟為可欺
- 19 c 謂要盟之可欺

逆に「鶯太」と一致し、「鶯侯」と一致しない例。「鶯太」・「鶯類」/「鶯侯」の形で示す。

20. 君子有/兄有, 21. 鄙人/鄙, 22. 茶碾子/茶合碾子

次に、「鶯侯」が「鶯太」と異なる時、「董西」が「鶯侯」と一致するのは、13箇所、類似しているのは、3箇所、逆に「鶯太」と一致するのは2箇所。

「鶯侯」と一致する例のうち4例は既出(例12, 13, 17, 18), 例20は逆に「鶯類」が不一致で、「董西」が一致する例, それ以外の8例を, やはり「鶯太」/「鶯侯」・「董西」の形で示す(「鶯類」は該当箇所無し)。

23. 乃至夢寐之間/至于夢寐之間, 24. 愚陋/愚幼, 25. 巾幘/巾櫛, 26. 幽眇/幽劣, 27. 身遐/身遠, 28. 為嘉/為佳, 29. 慎言自保/慎自保持, 30. 為深念/為深念也

「鶯侯」と類似しているのは3例。そのうち1例は既出(例19)。それ以外を, 「鶯太」, 「鶯侯」, 「董西」の順に示す。例31は明代のテキストでも31cと同じであるので, 唯一「叙」字の無い31aは「鶯太」の脱字かもしれない, その場合, 例29は本来なら「鶯太」と「董西」が一致する例になる。例32cは, 本来例32bのようであったのを「意」を「感」と誤ったものであろう。

- 31 a 亦多感咽
- 31 b 亦与叙感咽
- 31 c 亦多叙感咽

- 32 a 義盛意深
 32 b 義感意深
 32 c 義感恩深

「鶯太」と一致し、「鶯侯」と一致しない例は、既に例11と14として示した箇所である。つまりこの二箇所は、「鶯太」・「董西」/「鶯侯」・「鶯類」と言う対立になっている。

「鶯類」・「董西」の本文は、鶯鶯の手紙に限れば、ともに「鶯太」よりも「鶯侯」との親近生が高く、三本の間に何らかのつながりがあることを予想させる。但し、「鶯侯」は「鶯鶯伝」の一部しか伝えておらず、「鶯類」・「董西」は「鶯類」にない「鶯鶯伝」本文も残っているので（その最も顕著な例が「詩三十韻」の有無である）、「鶯侯」が古いからと言って、「鶯類」や「董西」が直接「鶯侯」を参照していることはあり得ない。三本の背後には、『太平広記』と異なる「鶯鶯伝」本文が存在し、三本の編者はその「鶯鶯伝」を参照しながら、各々「鶯侯」・「鶯類」・「董西」の本文を作成したと考えられる。

しかし、手紙以外の箇所に目を向けると、「鶯類」と「鶯太」が一致する箇所の方が多くなってしまい、三本の編者の参照した「鶯鶯伝」が、同一のものとするには都合が悪い。

手紙の箇所以外で、「鶯類」や「董西」の本文が「鶯侯」と一致するものに、以下のようなものがある。

「鶯太」/「鶯侯」・「鶯類」の例（「董西」該当箇所無し）。

33. 垂髪接黛/垂髪浅黛, 34 戸半開矣/戸果半開

「鶯太」・「鶯類」/「鶯侯」の例（例35以外は「董西」に該当箇所無し）。このうち例38, 39は「鶯侯」の誤字脱字の例であろう。

35. 大掠/刼掠, 36. 惑之/倦倦, 37. 因其德/因其媒, 38. 三数月之間/数月之間, 39. 巖容（「鶯類」は「嘗容」）/麗容

逆に「鶯太」・「鶯侯」/「鶯類」の例は次の一例。

40. 善属文/喜属文

三者が少しずつ異なる例。41cの「死」は「礼」の誤字かもしれない。

- 41 a 以礼自持
- 41 b 以礼自保
- 41 c 以死自持

「鶯太」/「鶯侯」・「董西」なのは6例。このうち1例は例35として既出、例33は「鶯太」・「鶯類」/「鶯侯」・「董西」の例である。他の5例は以下の通り（「鶯類」に該当箇所無し）。

- 42. 辞疾/辞以疾, 43. 年十七矣/十七歳矣, 44. 不对/宛不蒙对, 45. 自疑/自疑于心, 46. 及明, 靚粧在臂/所可明者, 粧在臂

「鶯太」・「董西」/「鶯侯」の例（「鶯類」に該当箇所無し）。

- 47. 猶君之生/猶君之所生, 48. 凝睇/凝眸

次の2例は三者が少しずつ異なる例。例50は「鶯類」にも該当箇所があり「董西」と同じ。

- 49 a 能復遠嫌乎
- 49 b 寧復遠嫌乎
- 49 c 能復嫌疑乎

- 50 a 崔之婢
- 50 b 崔之侍兒
- 50 c 崔婢

なぜ「鶯類」は手紙よりもその他の部分で「鶯侯」との一致度が下がり、「董西」は、どちらををとっても一致度が変わらないのであろうか。

もし三本が参照した本文は、少しずつ違っていたかもしれないが、基本的には共通の本文が存在したと考えるなら、「鶯侯」が前半に大きく手を加えたのか、「鶯類」が前半を「鶯太」等によって改めたのかのいずれかであろう。別

の可能性として、「鶯類」が参照した「鶯鶯伝」は、「鶯太」と「鶯侯」を混在させたような本文であった、もしくは「鶯類」が、「鶯太」と「鶯侯」の本文を混成させたと言うことも考えられる。今の段階では、「鶯侯」が本文を書き換えたが、鶯鶯の手紙は善い文章なので、こちらはなるべく書き換えずにおいたとするのが、妥当だと考えているが、資料が少ないので確言はできない。

一方「鶯侯」と「董西」の一致度の高さは注目に値する。先にも述べたように、削除の違いから、「董西」が「鶯侯」を直接利用したとは考えがたい。「鶯侯」は、手紙以外の部分をかなり書き換えているとすると、なぜ「董西」は「鶯侯」の書き換えに従っているのであろうか。「鶯侯」が民間の歌曲を志向するものであった点で、民間芸能である「董西」に近い関係にあるので、「鶯侯」は民間芸能関係者によって利用される資料の一つとなっていたのかもしれない¹⁷⁾。

なお『全唐詩話』¹⁸⁾は咸淳7年(1271)の序があるので、「董西」より後の成立であるが、その「鶯鶯」の条に引用されている「鶯鶯伝」本文は、『太平広記』に近い¹⁹⁾。現行『全唐詩話』の本文を信じてよければ、南宋末には、『太平広記』と「鶯侯」等が依拠したテキストという二系統のテキストが共存していた可能性もあり得るだろう。

最後に、『侯鯖録』所収の「鶯鶯伝」について検討した際に、「鶯侯」が冒頭を「余所善張君」で始めていること、「伝奇弁正」の引用に楊巨源の詩の箇所を、「生發其書於所知，予亦聞其說。生所善楊巨源爲崔娘詩一絶」と「予亦聞其說」と言う語句を挿入していることから、「予」が語る友人「張君」の物語としての「鶯鶯伝」の可能性を指摘したが²⁰⁾、不十分な点があったので補足しておきたい。

「鶯類」は、上記の箇所については「張發書，所善楊巨源賦崔張詩云」となっていて、「伝奇弁正」に同調していないことを、その時指摘したのであるが、楊巨源の詩の後「詩三十韻」の箇所と、最後の李公垂が鶯鶯歌を作ったと言う箇所には「余・予」が登場している。両方とも「鶯侯」・「董西」には該当箇所がないので、「鶯太」，「鶯類」を対照して示す。

51 a 河南元稹亦続生会真詩三十韻。

51 b 余亦贖生会真詩三十韻

52 a 執事李公垂

52b 予執友李公垂

「張君」と言う呼称も「鶯類」に見いだせる。「鶯侯」・「鶯類」ともに「張君」となっているのはわずかで、大半は「張生」・「張」であるが、「鶯太」と「董西」には「張君」は一例も存在しないので、「張君」は、「鶯侯」と「鶯類」のみの特色といえる。

「鶯類」は「張君」と言う呼称を3箇所で使用している。それは次の3箇所である。但し「張生」も1箇所使用されている(例56)。

53. 張君寓蒲之普救寺, 54. 張君自含而出, 55. 張君固志絶, 56. 張生之長安

例53は「鶯類」の編集した箇所なので、他との対応を見つけれない。例54と55は「鶯侯」は「張」、例56は「鶯侯」も「張生」である。

「鶯侯」を見ると、「鶯類」と異なる箇所で「張君」となっている。但しここは「鶯類」に対応箇所を見いだせない。

57. 余所善張君, 58. 張君臨軒独寝, 59. 張君怨念之誠, 60. 後数日張君将行

「鶯侯」・「鶯類」に「張君」と「張」が混在しているのは、どちらが書き直しなのであろうか。「鶯類」と異なり「鶯抄」に「張君」は無い。『侯鯖録』も、明抄本では例59が「張生」になっている。これまでの経験で『類説』・『侯鯖録』ともに抄本系統のほうが、後世の手が加わっていることが分かっているので、両抄本で、「張君」が「張」になっているのは、後世の書き直しと見るべきである。そうだとすると、今の「鶯侯」や「鶯類」の姿は、明までの伝承の過程でかなり書き換えられてしまった後のもので、宋代には「張君」をもっと多く使っていた可能性もあるのではないか。

この「予・余」と「張君」の使用については、まだ一つの疑問が残る。「鶯侯」と「鶯類」では「予・余」と「張君」を使用している箇所が異なるが、それは例54, 55を除けば、「鶯侯」か「鶯類」のどちらか一方しか残っていない箇所に使用されているので、両者が参照した「鶯鶯伝」の段階で「予」が語る「張君」の物語となっていたのか、「鶯侯」が先鞭を付け、「鶯類」がこれにならったのか、どちらとも決定ができない。

IV 小 結

ここまで『類説』所収の「鶯鶯伝」を検討して今回も感ずることは、宋代の「鶯鶯伝」の姿をとらえることの難しさである。「鶯侯」・「鶯類」・「董西」がそれぞれ参照した「鶯鶯伝」の本文は、それほど大差のないものであり、それらは「鶯太」と一致しない箇所が幾つもあったことは間違いのないことである。しかし宋代の「鶯鶯伝」の姿は、三本それぞれに現われる、誤記と書き換え、宋から明に至る伝承過程で発生した誤記と書き換への弁別の難しさと、三本が節略本であることからくる比較の難しさによって曖昧なものになってしまい、推測を重ねざるを得なくなってしまう。

疑問を解決しようとする、解決する前に新たな疑問が生まれ、秩序を与えようとしていよいよ混乱し、新たに三つの疑問が生まれた。「鶯侯」と「鶯類」はなぜ、手紙とその他の部分で一致度が違うのか、「鶯侯」と「董西」の親近性、これに較べての「鶯類」の疎遠性は何を意味するのか、「予」が語る「鶯鶯伝」を作ったのは誰なのか。一応の見通しは立ててみたがまだ検討が十分ではない。

また、『類説』をめぐる本文の比較から二つのことを感じている。一つはもし「鶯太」とその他三本の間の文字の違いが、三本の書き換えによるものであるとしたら「鶯太」を「鶯類」等によって校訂することは問題が多いということ。中には「鶯太」の誤記を訂正できることもあるかもしれないが（例31などはその例か）、こちらの方が意味が通ると言う理由で「鶯太」の本文を改めること、例えば「霓裳羽衣序」を「鶯抄」によって「広陵散」に改めた方がよいと考えたり、「不能定情」を三本が「不能以礼定情」だからといって「以礼」を補った方がよいと考えることはかえって危険なのではないか。今ひとつはこれまで漠然と『類説』は刊本より抄本の方が資料的価値が高いと思っていたのであるが、むしろ刊本の方が信頼できそうだと言うこと。これは『侯鯖録』のときも同じであった。確かに刊本の方が杜撰なテキストなのであるが、よけいな手を加えないことが、抄本の「校正」が主観的合理化にすぎないのに較べ、かえって本来の姿を残すことになっている。

最後に宋代に「鶯侯」・「鶯類」・「董西」が参照したであろう「鶯鶯伝」がそのまま明代に伝わったわけではないらしいことを指摘しておく。明代に各種の書物に収められている「鶯鶯伝」と「鶯侯」・「鶯類」・「董西」を較べると、特に「鶯侯」・「鶯類」は本文の不一致が多い（三本の中でも「董西」は明代の「鶯

鶯鶯」と一致する箇所が他の二本よりやや多い)、なぜそうなったのかということ、今後の課題としておきたい。

1999年7月21日 完稿

注

- 1) 天啓本『類説』（芸文印書館影印本）
- 2) 天啓本『類説』岳鐘秀「訂刊類説序」。
- 3) 芸文印書館影印本の「校訂類説総目」末に載せる、伯玉翁「題類説目録後」による。書かれた年代は、嘉靖三十二年（1553）。
- 4) テキストは、『稗海』（中文書店影印本 1985）。
- 5) 本文は、金文京等著『「董解元西廂記」研究』（汲古書院 1998）。
- 6) 鶯鶯と張生が後に再会した時の詩中に「自從消瘦減容光」とあるのを「鶯類」のみ「減」が「滅」となっている。この詩は『侯鯖録』所引の「鶯鶯伝」でも「滅」であるから、類似からくる字の誤りであろう。
- 7) 「会真詩」の前にある楊巨源の詩中に「一紙書」という語句が見えているので、ここからの連想か。
- 8) 「五夜」を「五更」とすることは、『燕居筆記』所収の「鶯鶯伝」も同様である。単なる偶然の一致か、あるいは明代にこのように改めるテキストがあったのかは不明。
- 9) 明の通俗類書『万錦情林』この箇所を「鶯乘」、林近陽本『燕居筆記』は「龍（影印本の字がつぶれてははっきりしない）乗」としている。なぜこの箇所が、明代の通俗類書と類似しているのか、改めて検討する必要がある。
- 10) 「鶯侯」は「堅潔不功」, 「董西」は「不功堅潤」である。
- 11) eの誤りはみな各句の第一字目に見える。「鶯類」の「会真詩」全体で第一字目を誤るもの13例、その内「鶯抄」は「鶯太」と同じであるもの11例。つまり「鶯類」のみ他と異なる箇所23例中約半分が各詩句冒頭の一文字に現れている。あるいは、この詩を一行一句に書き写した写本があり、その冒頭の箇所に破損があったのかもしれない。但しこのような長い詩を一行一句に書く写本が果たしてあるのか疑問も残る。
- 12) 李剣国『唐五代志怪傳奇叙録』（南開大学出版社 1993）p. 312-14。
- 13) 伯玉翁「題類説目録後」
- 14) 蔣星煜『西廂記の文献学研究』（上海古籍出版社 1997）p. 372。
- 15) 王伯良本では、「或作並枕重枕而去，殊複，且于文理不通」となっている。
- 16) 陳寅恪『元白詩箋証稿』「附校補記」（上海古籍出版社 1978）p. 347-48、及び周紹良『「傳奇」箋証』（『紹良叢稿』齊魯書社 1984 所収）p. 183、王夢鷗『唐人小説校釈』（正中書局1983）p. 95。
- 17) 筆者は、民間芸能に関係する人間の間で利用された「鶯鶯伝」の節略本があったのではないかという推測をしたことがある。『侯鯖録』所収「鶯鶯伝」本文につ

- いて（『文藝言語研究』文藝篇34 1998）p. 83注8。
- 18) 『宋詩話全編』10（江蘇古籍出版社 1998）p. 10741。
 - 19) 「文戦不利」のみ「鶯侯」と一致する。
 - 20) 小松前掲論文 p. 82。